

奨学制度のはじまり

苦学生が勉学を続けるために特待生や貸費生などの奨学制度は不可欠である。

特待生制度の始まりについては、一八九二（明治二十五）年八月の『法学新報』第一七号に、本学の前身「東京法学院」の近況として「或は平生の勤惰を調査し更に品行善良なるものを挙げ特待生と為すか如き学術奨励の道一として完備せざるはなし真に私立法律学校中の翹楚たるに恥ぢすと云ふへし」と記されている。

また、翌月の同誌第二〇号の東京法学院広告では、「本学年より実行する学制改良の要概」を示し、その一つに特待生の制度を挙げて、学術優等品行方正なる学生を選んで特待学生とする、特待学生は毎学年末に学年試験の成績により講師会議で決定する、特待学生は授業料を徴収しない、と説明している。

翌九三年七月の卒業式で初めて特待生の表彰が行われた。この時の卒業生は英語法学科二四人、邦語法学科

九九人であったが、優等生として卒業生から中島徳次他三人、英語法学科第二級から宇野庄吉、同第一級から山本保他一人、邦語法学科第二級から新井要太郎、同第一級から沢辺浩他七人が褒賞を授与され、そのうち第一・第二級の計一二人が特待生となっている。

以後、卒業式ごとに優等生が表彰され、その中に数名の特待生が含まれるようになった。

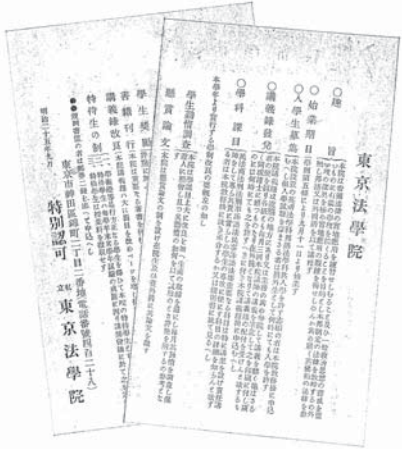
貸費生制度の始まりについては、九三年八月発行の『法学新報』掲載の東京法学院学則改正についての記事中に「前学年に於て学生を奨励せんとするの微意より特待生なるものを設けたり今進みて貧困にして講学の志望を達し能はざるものために学資を貸附するの制を加ふ」と記されている。

翌九四年八月改正の「東京法学院学則」によれば、授業料が年間一円で、特待生は授業料を免除され、貸費生は当該学年内年額七二円以内が支給されることになっ

ていた。なお、貸費を受けた者はすべて卒業後三ヶ月目から貸費を受けたと同じ期限内に貸費金額を月賦返納することが義務づけられていた。

また九九年八月改正の学則では、特待生、貸費生の項目に留学生在が追加され、一九〇八年には、給費生制度が誕生している。七月六日に行われた第二三回卒業式では一五人の優等生が表彰され、そのうち法律科専門科第二級諸留勇助ほか二人が給費生となっている。

一年の中央大学学則では、給費生は特待生同様、学術優等品行方正なる学生から選ばれ、当該学年間年額



特待生制度の創設を伝える東京法学院広告

一二〇円以内の学資を給与されると定められた。同学則では、貸費生の選出基準から「学術優等品行方正」の条

件が消え、単に「学資支弁ノ途ナキ者」から銓衡し、当該学年間年額一二〇円以内を貸与することになった。

右のようにして整備されてきた奨学制度ではあるが、すべて順調に運営されたわけではなかったようである。優等生・特待生に選ばれ、のちに本学教員となった天野徳也の回想によれば、彼の学生時代は日露戦争後の不況による進学者の減少のため本学の経営が苦しくなった時で、月一〇円位は貸費されると予想して申込んだのに三円しか貸与されなかった。そこで佐藤正之幹事に増額を申込んだが「君は月謝が要らぬのであるから、これでマア我慢したまへ」と断られたとのことである。

しかし、当初は奨学制度は他の私学には例が少なく、『東京遊学案内』などに紹介され、本学のセールのポイントになっていたようである。本学出身者として最初の学長となった林頼三郎も一八九四年には特待生、翌年も優等生に選ばれている。その後奨学金の種類も徐々に増加し、制度も充実していくが、このことが本学が多くの人材を輩出していくことになるのに大きな役割を果たしたのではないだろうか。